

平成十五年 定例監査結果公表

地方自治法第一九九条第一項及び第四項並びに大崎町監査委員条例第四条の規定に基づき、平成十五年会計に係る定例監査を実施したので、その結果を同法一九九条第九項並びに同条例第八条の規定により、次のとおり公表します。

一 監査の対象

- (一) 財務に関する事務の執行
- (二) 経営に係る事業の管理
- (三) 備品の管理状況

二 実施日程

町長部局、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会について、平成十五年十二月二日から平成十六年二月四日まで実施

三 監査結果及び意見

(一) 財務に関する事務の執行について
平成十五年の事務に関する事務事業が、経済的、効率的に実施され

ているかを主眼とし、法令及び条例等の定めに従って事務処理がなされているかを監査した。
監査の結果、各会計とも予算の効率的執行により計画された事務事業については、所期の目的を達成しており、健全な財政運営がなされていると認められる。
工事請負費については、抽出により現場監査を実施したが、設計書に基づき適正な工事執行がなされていると認められた。

(二) 経営に係る事業の管理について

水道事業の経営については、現在のところ健全経営がなされていると認められる。
今後、なお一層の経営合理化を

図りながら、事業の使命である安全かつ安い水の安定供給に最善の企業努力をされたい。

(三) 備品の管理状況について

平成十四年度購入の備品について、現物確認と管理利用状況を監査した結果、全般的によく管理運用がなされている。

また、学校教材備品の購入についても、年間授業に活用できるような早めの購入手続きが行われていた。

備品は、町の財産のひとつでもあるので、現物を常に把握し有効利用すると共に、不用品は廃棄処理を行うなど適正な管理に努められたい。

(四) その他

事務処理等において依然として不備が見受けられるので、事務処理及び書類作成の際は、十分注意しながら正確な処理を心がけられたい。

平成十六年二月十日

大崎町監査委員 園田 忠
前田俊行

軽自動車及び原動機付き自転車
の名義変更・抹消（廃車）の手続き
はお早めに

軽自動車税は、単車、軽自動車、小型特殊自動車、農耕車を四月一日現在で所有されている方に課税されます。

①次の場合には、三月中に必ず手続きをしてください。

◆車の廃車、売却、盗難など
廃車届けをしてください。

◆車の贈与、相続、交換など
名義変更届けをしてください。

◆町外からの転入

現在まで付けられていたナンバーを持参し、廃車されてから、新しく大崎町ナンバーの交付を受けてください。

◆町外へ転出される方

ナンバーを添えて、廃車手続きをしてください。

②手続きをする場所

●単車（一二五ccまで）、小型特殊自動車、農耕車は、役場税務課または野方支所

●軽自動車、二輪の小型自動車（二二六cc以上）は、鹿児島県軽自動車協会。（自動車販売店、自動車整備工場等へご相談ください。）

③その他

※手続きはすべて、印鑑が必要です。

なお、不明な点は、大崎町役場税務課までお問い合わせください。

TEL七六一一一一（内線一一二）